

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見に対する大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出をした者から大規模小売店舗に関し変更しようとする旨の届出があったので公告する。

平成20年2月27日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称)木川店舗
草津市木川町字樋頭309-1ほか
- 2 変更しようとする事項
市道木川東38号線に面する入口専用3および出入口4は、同市道の木川町字樋頭329-1、330-1の拡幅工事が完了するまで使用しない。
- 3 変更の理由
市道木川東38号線の県道山田草津線との接続部分が未整備であるため、地域の交通環境に配慮し、同市道に面する入口専用3および出入口4は使用しない。
ただし、同市道の木川町字樋頭329-1、330-1の拡幅工事が完了した場合には、入口専用3および出入口4を使用する。
- 4 届出年月日 平成20年2月12日
- 5 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75
草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目13-30
 - (2) 縦覧期間 平成20年2月27日から平成20年6月27日まで